

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって年収590万円未満の世帯への授業料の負担が一定に軽減された。令和2年度には現在の制度対象世帯の授業料が無償化となる見直しが予定されている。

しかし、制度の対象は授業料のみに限定されているため、それ以外の入学金や施設整備費として、年額約17万円から46万円を保護者が負担しなければならない。公立高校の場合には入学金5,650円のみ負担であるため、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。本年実施した県内私立高校生に対するアンケートでは、「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めていることがわかる結果となっている。子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、学費の公私間格差是正が強く望まれている。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分なため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校の約8割に対し、私立高校は約6割と2割も少ない現状である。教育は継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」に基づく独自の教育が行われている。こうした学校独自の伝承を継承していき、教育条件の向上を図るためには、専任教員の増員などが不可欠であることから、経常経費に対する助成の増額が求められる。

よって、国においては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を施設整備費も対象にすること。
- 2 私立高校生の入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校への経常費助成に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

新潟県佐渡市議会議長 猪 股 文 彦